

ごみの適正処理等に関するガイドライン（運用期間）（初版）について

2024年2月19日 第3回資源循環ワーキンググループ

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会
企画局 持続可能性部 資源循環課



1. 目的、適用範囲について
2. ガイドラインの構成について
3. ガイドライン概要

1. 目的、適用範囲について

大阪・関西万博の運営期間中（建設・解体等工事中を除く）において参加者が排出する廃棄物（ごみ）の概要、基本条件、注意点に関する事項についてとりまとめたガイドライン。

なお、今回、初版として基本的留意点を事前に示すものであり、今後必要に応じて、適宜、ガイドラインの改正等を行う。
2023年12月22日 発出

ガイドラインの目的

大阪・関西万博の運営等を通じて、「EXPO 2025 グリーンビジョン（2023年版）」に基づき、SDGs目標の達成に向けて持続可能な消費と生産の実現のため、参加者における廃棄物の取扱いとして、日本国における廃棄物に関する各種法令等を遵守し、適正に処理するとともに、3 R + Renewableを推進し、資源循環を行うことを目的に策定。

ガイドラインの適用範囲

参加者及び開催者の職員のみならず、参加者及び開催者から委託された管理業者も遵守すべきものとして規定。

規制と推奨事項について

参加者が本ガイドラインに従って会場内における運営を計画する際の指標とするため、**規制（Control）**と**推奨（Guide）**の2つの基準を設定。規制と推奨の基準をそれぞれアルファベットのコードと数字で明示。

C-00 規制（Control） は「～こと。～しなければならない。」事項を示し、計画・運営上の制限又は禁止事項を規定。

G-00 推奨（Guide） は「～ことが望ましい。」事項を示し、博覧会の目標や目的に適合するための方法又は提案を提示。

2. ガイドラインの構成について

1. 略語、略称、単位及び用語の定義

2. はじめに

- 2-1. 本ガイドラインの目的
- 2-2. 規制と推奨事項について
- 2-3. 法令等遵守

3. 廃棄物（ごみ）

- 3-1. 廃棄物（ごみ）とは
- 3-2. 事業系ごみとは
- 3-3. 産業廃棄物とは
- 3-4. 一般廃棄物とは
- 3-5. 特別管理廃棄物とは

4. 廃棄物の適正処理

- 4-1. 廃棄物の減量に向けた取組み
- 4-2. 廃棄物の分別
- 4-3. 廃棄物の分別フロー
- 4-4. 会場内の廃棄物処理の流れ
- 4-5. 受入不適物

5. 廃棄物を減らすための要請事項

- 5-1. 食品廃棄物を減らすための取組み
- 5-2. 紙類の廃棄物を減らすための取組み
- 5-3. プラスチック廃棄物を減らすための取組み

6. 産業廃棄物の処理委託等

- 6-1. 自ら産業廃棄物の処理を手配する場合の手続き
- 6-2. 開催者が用意するごみ処理システムで産業廃棄物の処理を行う場合の手続き

7. 会場内のごみ適正処理料金

8. サブストックヤードへの廃棄物の排出方法

- 8-1. サブストックヤードへの廃棄物の搬出方法
- 8-2. 搬入するサブストックヤードの割り当て
- 8-3. サブストックヤードの受入時間

9. 廃棄物の発生、排出に関連する事項

- 9-1. 会場内の清掃担当区分

10. 廃棄物・清掃関連施設の配置

- 10-1. 各廃棄物・清掃関連施設の配置
- 10-2. 廃棄物・清掃関連施設の運営時間

11. 様式類

- 11-1. 廃棄物処理状況等報告書（様式1）
- 11-2. 産業廃棄物適正処理委任状（様式2）

3.ガイドライン概要

4.廃棄物の適正処理

- C-01** 会場内において、参加者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- G-01** 参加者が配布・販売するものについて、来場者が会場内で廃棄物として排出しないよう取り組むとともに廃棄されるものについては、参加者がその適正な回収と処理に努めることが望ましい。
- C-02** 参加者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを行うことにより、その減量に努めなければならない。

4-1. 廃棄物の減量に向けた取り組み

- C-05** 参加者は、3R（Reduce、Reuse、Recycle）+Renewableの推進に向けて、廃棄物をできる限り①発生させない ②再使用 ③再生利用の優先順位とし、さらには、再生素材や再生可能資源の利用を行うことにより、全量循環的利用を目指すよう取り組まなければならない。

① Reduce 発生抑制

- G-03** 生産、流通、消費の各段階から廃棄物の発生を抑制するよう努めること。

② Reuse 再使用

- G-04** 発生抑制出来なかった時は、繰り返し使えるものを選択し、再使用するよう努めること。

③ Recycle 再生利用

- G-05** 発生抑制出来ず、再使用も出来ない時は、原材料等として再生利用するよう努めること。

④ 適正処理

- C-06** 上記①～③を経てなお排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、処理できる業者に委託して適正に処理すること。
その際、最終（埋立）処分への減容、減量を行うとともに、優先的に熱回収、次に処理に伴うCO₂の発生が出来る限り少ない処理方法を採用すること。

3.ガイドライン概要

4-2. 廃棄物の分別

C-07 会場内において、参加者は開催者が指示する分別区分に廃棄物を分別し、管理しなければならない。

	区 分	参加者	来場者
1	飲み残し水	-	●
2	生ごみ	●	●
3	廃食用油	●	-
4	業務用缶	●	-
5	缶(アルミ缶・スチール缶)	●	●
6	びん	●	
7	ペットボトル	●	●
8	ペットボトルキャップ	[●]	[●]
9	発泡スチロール・発泡トレイ	●	●
10	プラスチック類	●	

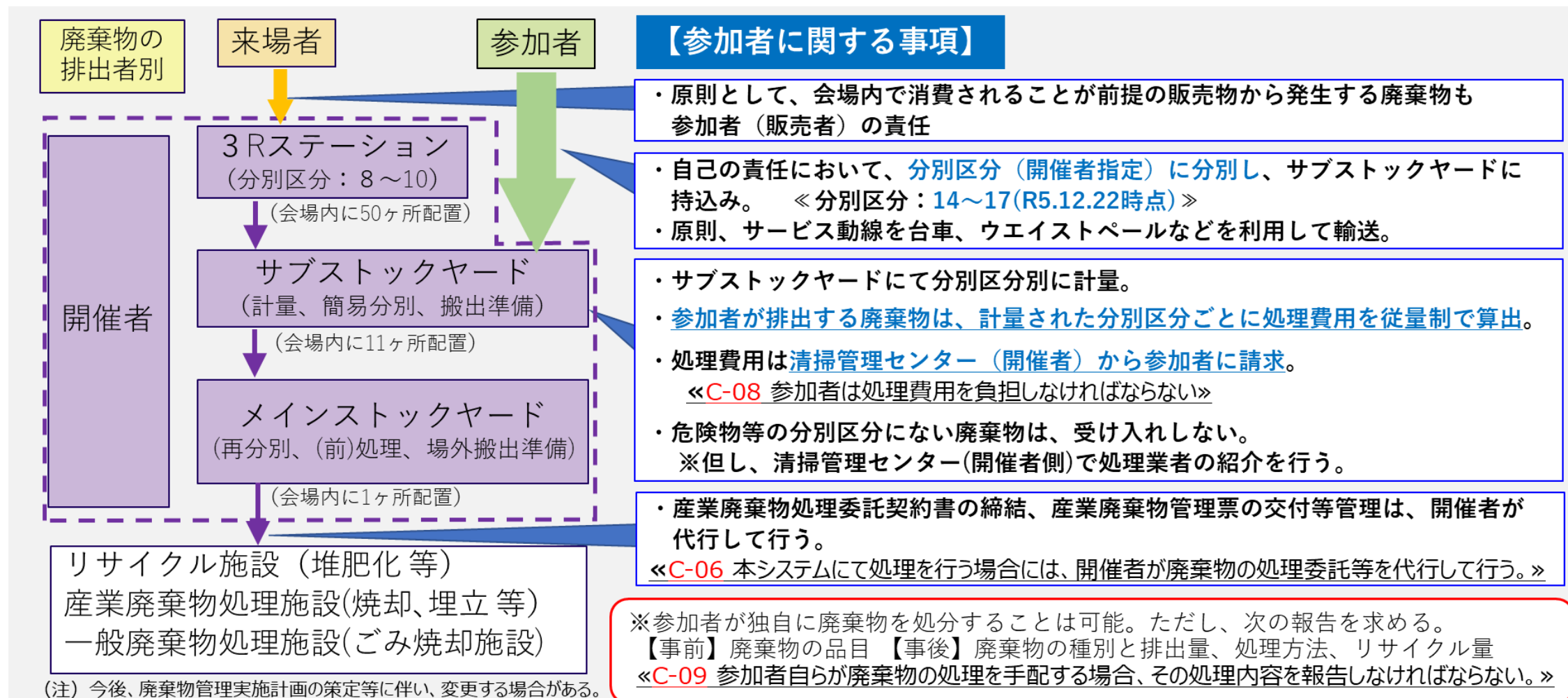
11	[堆肥化可能な食器類]	[●]	-
12	段ボール	●	-
13	紙類	●	●
14	[紙おむつ]	-	[●]
15	汚泥(グリストラップ)	●	-
16	木製パレット	●	-
17	[割り箸]	[●]	-
18	燃やすごみ	●	●
19	燃やさないごみ	-	●
20	混合廃棄物	●	-
		14[17]	8[10]

(注)なお、[]は現在、リサイクルの可否を踏まえた検討中の事項であり、今後[]以外の廃棄物を含め、分別区分の変更の可能性がある。

3.ガイドライン概要

4-4. 会場内の廃棄物の流れ

G-06 参加者は、会場内における自らが排出する廃棄物について、開催者が用意する以下の廃棄物処理の流れ（ごみ処理システム）による処理を原則として利用することが望ましい。



3.ガイドライン概要

5. 廃棄物を減らすための要請事項

C-13 参加者は、会場内で発生する各種廃棄物の抑制や再使用、再生利用を行うため、4-1に記載する廃棄物の減量の取組みとして、次の要請事項に積極的に努めなければならない。

5-1. **食品廃棄物**を減らすための取組み

- ① 発生抑制 : **食品ロス対策に取り組み、その削減に努める**こと。
- ② 再生利用 : 食品廃棄物のうち再資源化できるものは、ストックヤードに持ち込まれた後について、**会場内で、食品廃棄物からバイオガスを抽出し、発電**を行うか、または、**会場内外で堆肥化处理**を行う。
再生利用するためには、再生出来ない食品廃棄物のほか、食品廃棄物によく混入するプラスチックの袋、容器包装類、つまようじ、割り箸、紙ナプキン、新聞紙などの食品廃棄物以外のものを確実に分別すること。
- ③ 減量化 : スtockヤードに持ち込みする前に**水切りを徹底**するとともに、脱水、乾燥、発酵などにより**減量化に努める**こと。

5-2. **紙類の廃棄物**を減らすための取組み

- ① 発生抑制 : 掲示物、配布物などを電子媒体に変更する等して、**使い捨てとなる使用を抑制**すること。
- ② 再生利用 : 資源化可能な紙類と**リサイクルに向かない紙類を分別**すること。できる限り焼却とならないような取組みに努めること。

5-3. **プラスチック廃棄物**を減らすための取組み

- ① 発生抑制 : 販売物、配布物の素材を他のリサイクル可能な素材に変更する等、**使い捨てとなる使用を抑制**すること。
- ② 再生利用 : 資源化可能なプラスチックと**リサイクルに向かないプラスチックを分別**すること。**燃やすごみに混入させない**こと。

3. ガイドライン概要

8. サブストックヤードへの廃棄物の排出方法

8-1. サブストックヤードへの廃棄物の搬出方法

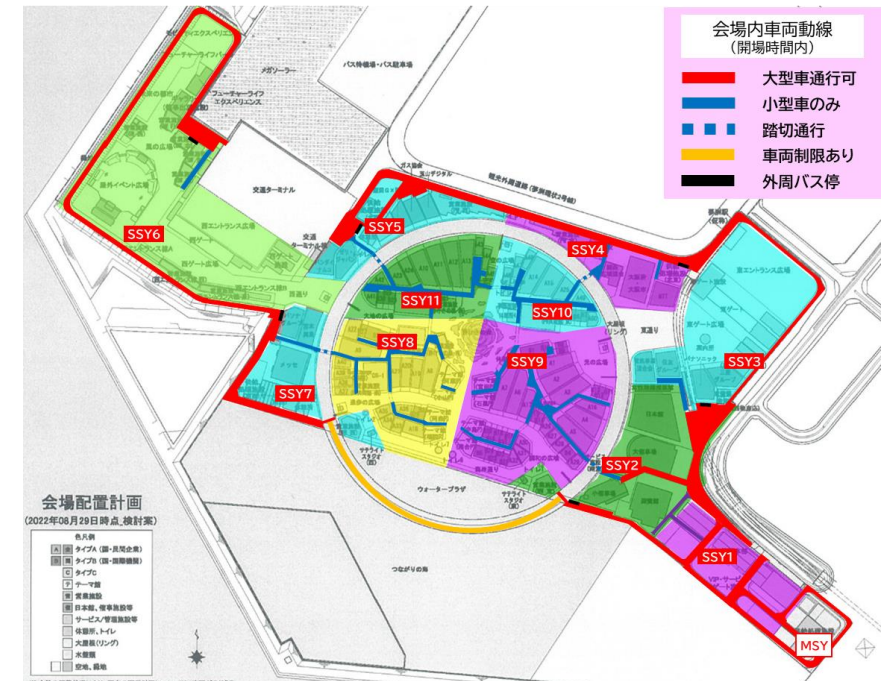
C-17 参加者は、4-2、4-4に記載するなかで、サブストックヤードに持ち込む場合には、以下のとおり搬出すること。

(一例)

品目	回収容器	注意事項
生ごみ(貝殻等を除く)	指定回収容器 (ウェイストペール)	ビニール袋などに入れた上で、指定回収容器に入れる 生ごみ以外を混入しない
廃食用油	指定回収容器 (ペール缶)	必ず指定回収容器に収納する
スチール缶・アルミ缶	内容品が見える袋	缶の内容物を空にする
ペットボトル	内容品が見える袋	内容物を空にする キャップ、ラベルを分ける

8-2. 搬入するサブストックヤードの割り当て

C-18 参加者は、会期中の開場時間帯において開催者が指定するサブストックヤードに持ち込むこと。



3.ガイドライン概要

8-3. サブストックヤードの受入時間

C-20 参加者は、次のとおり、各運営期間において、各受入時間内にサブストックヤードに持ち込むこと。

運営期間	受入時間	受入できるSSY
2025/1/13(※)～3/31(土日祝休)	9:00～17:00	1のみ
2025/4/1～4/12(休日なし)	9:00～17:00	1～11
2025/4/13～10/13(休日なし)	8:00～23:00	1～11
2025/10/14～10/20(休日なし)	9:00～17:00	1～11

※ストックヤード等の清掃・廃棄物関連施設の引き渡し見込み時期により設定しているが、これら施設の引き渡し時期が遅れた場合には、開始時期は遅延する。

9. 廃棄物の発生、排出に関連する事項

C-21 参加者は、自らが占有するエリア（建物、敷地）では、清潔の保持のため、参加者の責任において清掃を行わなければならない。

また、清掃に伴い発生する廃棄物の分別や排出、[ごみ容器の設置についても、参加者において行わなければならない。](#)

3.ガイドライン概要

10. 廃棄物・清掃関連施設の配置

会場内における、サブストックヤード、清掃管理センター、メインストックヤード、清掃員詰所の配置については、次のとおり。

